

1面でご紹介した 新しい施設はこんなところです

★各施設のお問合せ先は、1面でご案内しています。

新宿リサイクル活動センター

リサイクルショップ「もいちど倶楽部」

不用になった衣類や日用品等を預かり、販売します(午前10時～午後4時、木曜日は午前10時～12時)。出品できるのは、区内在住・在勤・在学の方です。

西早稲田リサイクル活動センターで回収・修理したリユース家具の展示・販売も行います。

フリーマーケット

原則として毎月第1・第3日曜日に開催します(午前11時～午後1時、午後1時30分～3時30分。11月は3日・17日に開催)。申し込みは毎月10日までに同センターへ(応募者多数の場合は抽選)。

資源回収ステーション

白色トレイ・牛乳パック・廃食油など11品目のほか使用済みの小型家電9品目を回収します。

また、品目別の分別回収実績をパネルで紹介し「3R」の普及啓発を行います。

日用品修理

洋服の直し・包丁研ぎを行います(有料)。
水・木・土曜日午前11時30分～午後4時30分。

環境・リサイクル講座

古布や残り毛糸を上手に活用する講座(写真)や、ごみの正しい出し方・リサイクルについて学べる講習会などを開催します。



牛乳パックでペン立て作り

会議室の貸し出し

区内を拠点にごみ減量またはリサイクル活動を行っている方・団体や区内で活動する地域団体等が利用できます。

一定の要件を満たすと、登録団体として利用できます。登録団体は一般利用に優先して利用申請ができ、利用料金も安く設定しています。

★11月1日(金)は、自由に会議室の見学ができます(午前9時～午後5時)。

高田馬場福祉作業所

知的障害等のある方が、作業などの日々の活動を通して地域に根差した日常生活・社会生活が送れるよう、生活力の獲得を目指しています。

一般就労を希望する方や一般就労が見込まれる方には、関連機関と連携しながら職場体験実習、就労支援を進めていきます。

【主な作業内容】▶受注作業…冊子の封入・広告の丁合ほか、▶地域での清掃活動、▶地域緑化推進事業(花壇・プランターの維持管理)への参加、▶自主製品(手すきはがき・祝い箸・機織り製品)の製作、▶野菜作り

●12月1日(日) ベーカリーカフェ「まりそる」がオープン

焼きたてのパンやコーヒー等の飲み物を提供するほか、福祉作業所で製作した自主製品の販売を行います(午前10時～午後5時)。

高田馬場駅第一 自転車等駐輪場

自転車・原動機付自転車の1日利用・定期利用と、自動二輪車の時間利用(コイン投入式)があります。1日利用は2時間まで無料(2時間以降は有料)。



収容台数を496台に増設した地下1階の駐輪場

【収容台数】▶自転車466台、▶原動機付自転車30台、▶自動二輪車12台(自動二輪車駐輪場のみ1階屋外)

★現在戸塚地域センター3階に開設している高田馬場駅駐輪センターは、11月1日(金)から同駐輪場に移転します。

平成25年第3回 区議会定例会

議決結果

◆予算案4件

◎平成25年度補正予算

- 平成25年度新宿区一般会計補正予算(第5号)
- 平成25年度新宿区国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 平成25年度新宿区介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 平成25年度新宿区後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

◆決算認定4件

- 平成24年度新宿区一般会計歳入歳出決算
- 平成24年度新宿区国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 平成24年度新宿区介護保険特別会計歳入歳出決算
- 平成24年度新宿区後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

◆条例案13件

◎一部改正の条例

- 新宿区使用料その他収入金の督促及び滞納処分に関する条例の一部を改正する条例

- 新宿区長等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 新宿区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 新宿区特別区税条例の一部を改正する条例
- 新宿区介護保険条例の一部を改正する条例
- 新宿区保健センター設置に関する条例の一部を改正する条例
- 新宿区立区民健康センター条例及び新宿区一般事務手数料条例の一部を改正する条例

- 新宿区国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 新宿区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 新宿区理容師法施行条例及び新宿区美容師法施行条例の一部を改正する条例

- 新宿区リサイクル及び一般廃棄物の処理に関する条例の一部を改正する条例

- 新宿区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

- 新宿区立幼稚園条例の一部を改正する条例

◆その他4件

- 区民ふれあいの森(A・Bゾーン)整備工事請負契約の変更について
- 新宿区教育委員会委員任命の同意について
- 人権擁護委員候補者の推薦に関する意見の聴取について(2件)

区長が提出した議案はすべて原案どおり可決、認定、同意、決定されました。
【問合せ】総務課総務係(本庁舎3階) ☎(5273)3505へ。

さしのべたその手がこどもの命綱

11月は児童虐待防止推進月間

子どもたちの明るい笑顔のために

区では、子ども総合センターと3か所の子ども家庭支援センターを中心に、子育て支援と児童虐待の防止に努めています。虐待には、身体的虐待・性的虐待・ネグレクト(養育放棄)・心理的虐待の4つがあります。

【通告・相談窓口】

▼子ども総合センター(新宿7-3-29、新宿ここ・から広場内) ☎(3232)0675

▼信濃町子ども家庭支援センター(信濃町20) ☎(3357)6855

▼榎町子ども家庭支援センター(榎町36) ☎(3269)7345

▼中落合子ども家庭支援センター(中落合2-7-24) ☎(3952)7752

▼東京都児童相談センター(北新宿4-6-1) ☎(5937)2317(土・日曜日、祝日のほか年末年始も対応)

▼児童相談所全国共通ダイヤル ☎0570(064)0000

子どもを守ります

- 子ども総合センター
子ども家庭支援センター
- 子どもと子育て家庭からの相談を受け、在宅サービスの情報提供、3歳までの乳幼児と保護者が利用できる「乳幼児ひろば」での居場所づくり、仲間づくりを支援しています。

- 子ども総合センター
- また、子ども総合センターでは、発達に不安のあるお子さんの相談をお受けするとともに、療育支援をしています。

- 子ども家庭・若者サポートネットワーク

虐待等が原因で支援が必要な家庭に対応するため、「子ども家庭・若者サポートネットワーク」を「要保護児童対策地域協議会」として位置付け、区と関係機関が連携しています。

- サポートネットワークは東京都児童相談センター、警視庁少年センター、警察署、医師会、家庭裁判所、子ども人権委員、民生委員、児童委員等で構成しています。

- オレンジリボン運動
- 「子ども虐待防止」のシンボルとして、オレンジ色のリボン

ルとして、オレンジ色のリボンを広める市民運動です。リボンには「子どもの虐待の現状があることを広め、虐待を防止し、虐待を受けた子どもが幸福になれるように」との思いが込められています。

養育家庭体験発表会

東京都では、さまざまな理由で親と一緒に暮らすことができない子どもたちを一定期間家庭に迎えて、養育していただく「養育家庭制度」を推進しています。より多くの方にこの制度を知っていただくために開催します。

【日時】11月11日(月)午後2時～4時30分(午後1時30分会場) 【内容】▼養育家庭制度説明・体験発表、▼講演「地域が支える子どもの未来」子どもが家庭で育つ意味を考える」(横堀昌子・青山学院女子短期大学教授、▼意見交換

【会場申込み】事前に電話で子ども総合センター(新宿7-3-29) ☎(3232)0675へ(日曜日、祝日を除く)。先着40名。